

2021 年度 事業計画書

一般財団法人 ギャンブル依存症予防回復支援センター

ギャンブル依存症対策については、2018年10月にギャンブル等依存症対策基本法（以下、「基本法」という。）が施行され、この問題に関する国、地方公共団体、関係事業者及び国民の責務が定められたところである。2019年4月には、政府が策定するギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下、「基本計画」という。）により、関係事業者の取り組むべき具体的な施策が明らかにされ、当センターに関する事項についても定められている。

こうした状況を踏まえ、2021年度の無料相談コールセンター運営事業については、2020年度に引き続き月間平均380件（年間約4,500件）の受電を目指し、長期的に年間5,000件超の受電対応ができるよう相談員向け継続的な研修等を行う。

また、相談者に対し回復支援が必要であった場合に実施している医療機関や支援施設の診察料（利用料）については初診料（初回利用料）に加え、更に希望される相談者に対し2回までの再診料（利用料）の助成を実施するものとし、現在の初診料（初回利用料）の対象を拡大し、受診の後押しをすることで、相談者が日常生活・社会生活を円滑に営めるよう支援を行う。

他方、ギャンブル依存症の全容は十分に解明されていないため、ギャンブル依存症に関する調査研究等を実施し、ギャンブル依存症の実態把握の一助とする。

事業計画

1. 無料相談コールセンター運営事業

- (1) 24時間年中無休で無料相談を受け付け、ギャンブル依存症の相談対応をするほか、要望に基づき医療機関及び公的機関等を案内
- (2) サポートコール利用者に対しSMSを利用した追跡調査を実施
- (3) インターネットを活用したサポートコールの周知を実施
- (4) 全国9ヵ所においてカウンセリングルームを設置し、希望する相談者には無料で臨床心理士等カウンセラーとの対面、電話、オンラインでのカウンセリングを実施
- (5) 法律家による無料相談の実施
- (6) サポートコール対応カウンセラーに対するスキルアップ研修の継続的实施
- (7) 相談者に対する満足度向上、認識の共有を目的とした医師、カウンセラー、事務局職員との月例会議の実施

2. ギャンブル依存症者に対する回復支援事業

- (1) 上記コールセンターが紹介した他機関での初診料（初回利用料）、さらに希望される方に対し、更に2回まで診察料（利用料）を助成
- (2) 全国の公的・医療機関リストの作成、公表
- (3) 国、自治体等の支援制度リストの作成、公表

3. ギャンブル依存症に関する調査研究事業

- (1) 相談内容を取りまとめたデータを用いて、ギャンブル依存症に関する実態調査、調査研究及び分析を実施し、報告書の作成、公表
- (2) 各種セミナー等に参加し、ギャンブル依存症に関する情報収集及び調査研究を実施
- (3) インターネットを利用した調査の実施
- (4) 他団体等の取組の調査
- (5) 各種機関へ情報提供

4. ギャンブル依存症予防に関する事業

- (1) 自治体や専門家等と連携強化を図り、ギャンブル依存症予防に関する情報共有や、啓発週間で対応を求められている青少年はもとより、幅広い世代及び地域を対象とした一般市民への情報提供
- (2) 若年層が馴染みやすいマンガ等のコンテンツを用いた周知啓発活動の実施
- (3) ギャンブル依存症に係るリーフレット及びセルフチェックツールの積極的な広報
- (4) 支援センターHPをギャンブル依存症のポータルサイト化を目指し、利用者の知りたい情報を公表
- (5) SNS等インターネット広告等による更なる周知啓発活動の実施
- (6) ギャンブル等事業者向け研修プログラムの開発、実施